

平成31年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成31年3月7日（9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	前田武博		

10. 議事日程

日程第1 議案第16号 平成31年度広川町一般会計予算について
日程第2 議案第17号 平成31年度広川町国民健康保険特別会計予算について
日程第3 議案第18号 平成31年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第19号 平成31年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について
日程第5 議案第20号 平成31年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について
日程第6 議案第21号 平成31年度広川町水道事業会計予算について
日程第7 議案第22号 平成31年度広川町下水道事業会計予算について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1～第7 議案第16号～議案第22号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1. 議案第16号 平成31年度広川町一般会計予算についてから
日程第7. 議案第22号 平成31年度広川町下水道事業会計予算についてまでを一括議題にし
たいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、日程第1. 議案第16号から日程第7. 議案第22号までを一括
議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。議案第16号 平成31年度広川町一般会計予算について御説明申し上げます。

国、地方を取り巻く経済状況については、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、さらなる増加が見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。このような中、広川町の予算編成につきましては、町長選挙が実施されることを考慮し、経常的な経費を中心として住民生活に密着した緊急性の高い事業に限った骨格予算として提案させていただいております。政策的な経費につきましては、改めて6月定例会に提案させていただく予定としております。

予算書1ページをお願いします。

今年度の一般会計予算については、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算総額7,415,885千円で御提案いたします。

31年度の予算は、いわゆる骨格予算としておりますので、前年度と比較すると146,415千円、約1.9%の減となっております。

第2条 債務負担行為につきましては、予算書7ページのとおり、家屋評価システム賃借料保守業務をはじめ、7つの事項の債務負担行為をお願いするものです。

第3条 地方債につきましては、予算書8ページのとおり、11の起債の目的ごとに限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定め、総額552,600千円の地方債をお願いするものです。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものであり、給料、職員手当等及び共済費について、地方自治法第220条第2項ただし書きによる項の経費の流用を定めたものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款. 町税は、前年度より1.7%、40,445千円の増加を見込み、2,352,754千円を計上しております。

2項. 固定資産税、3項. 軽自動車税については増収を見込んでおりますが、1項. 町民税、4項. 町たばこ税につきましては若干の減収を見込んでおります。

2款. 地方譲与税は71,000千円、3款. 利子割交付金は3,500千円、4款. 配当割交付金は6,000千円、株式等譲渡所得割交付金はそれぞれ5,000千円を計上しております。

6款. 地方消費税交付金は10月からの消費税増税を見込んで前年度より20,000千円増の360,000千円、7款. ゴルフ場利用税交付金は5,000千円を計上しております。

8款. 自動車取得税交付金は、10月より環境性能割交付金へ移行し、前年度より60千円減の19,000千円を計上しております。

9款. 地方特例交付金は、10月からの幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金分が大きく影響し、前年度より16,844千円増の30,844千円を計上しております。

10款. 地方交付税につきましては、地方財政計画や町税の状況などにより、前年度より50,000千円増の1,380,000千円を計上しております。

3ページをお願いします。

11款. 交通安全対策特別交付金は3,800千円、12款. 分担金及び負担金は159,066千円、13款. 使用料及び手数料は44,527千円を計上しております。

14款. 国庫支出金は1,041,136千円、15款. 県支出金は721,785千円、16款. 財産収入は9,044千円を計上しております。

17款. 寄附金は20,000千円、18款. 繰入金は307,637千円、19款. 繰越金は1億円を計上しております。

4ページをお願いします。

20款. 諸収入は223,192千円、21款. 町債は552,600千円を計上しております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款. 議会費は、前年度より1.4%減の89,777千円を計上しております。

2款. 総務費は、1項. 総務管理費における庁舎建設事業の増などにより72,945千円を増加し、950,057千円を計上しております。

3款. 民生費は、前年度より2.4%増の2,837,818千円を計上しております。

4款. 衛生費は、1項. 保健衛生費における県南広域水道企業団出資金の増により77,324千円増の745,000千円を計上しております。

5款. 農林水産業費は302,842千円、6款. 商工費は126,885千円を計上しております。

7款. 土木費は761,774千円、8款. 消防費は367,486千円を計上しております。

9款. 教育費は、2項. 小学校費の下広川小学校屋内運動場改築事業の減により、前年度から41.7%減の510,883千円を計上しております。

10款. 災害復旧費は5,343千円、11款. 公債費は698,020千円を計上しております。

なお、12款. 予備費には20,000千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、9ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

また、162ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をつけております。例年と同様に予算説明資料を事前に配付しておりますので、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 平成31年度広川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

広域化による財政基盤の強化を目的として、平成30年度から国民健康保険の運営主体が福岡県となり1年を経過しようとしています。県内の国民健康保険の被保険者数は年々減少している一方、医療費は高い水準で推移しており、非常に厳しい財政状況となっております。

町では、これまでと同様に、将来の医療費削減に向けて引き続き特定健診の受診率向上に取り組みながら、健診結果に基づいた特定保健指導や健康相談などを強化、充実していくこととしております。

予算書の1ページをお願いいたします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、2,445,682千円を計上しております。前年度と比較すると8.8%の増となっております。

第2条は、歳出予算の流用を定めたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

1 款. 国民健康保険税470,913千円、6 款. 県支出金1,793,852千円を計上しております。

10 款. 繰入金は175,951千円の歳入を見込んでおります。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

1 款. 総務費は、職員の人件費や事務的経費に要する予算で42,474千円を計上しております。

2 款. 保険給付費は、1 項. 療養諸費1,553,329千円をはじめとして1,759,059千円、3 款. 国民健康保険事業費納付金は、1 項. 医療費給付費分428,638千円をはじめとして612,951千円、4 款. 共同事業拠出金に1千円、6 款. 保健事業費に28,587千円、9 款. 諸支出金に1,610千円を計上し、10 款. 予備費の1,000千円までの総額2,445,682千円の予算としております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 平成31年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、277,581千円を計上しております。前年度と比較すると16,693千円、6.4%の増となっております。

主な要因といたしましては、被保険者の増加及び保険料の軽減特例措置の見直しによるものです。

2 ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1 款 1 項. 後期高齢者医療保険料202,962千円、4 款 1 項. 一般会計繰入金70,369千円、5 款 1 項. 繰越金4,000千円が主な歳入となります。

3 ページをお願いします。

歳出予算については、2 款 1 項. 後期高齢者医療広域連合納付金276,034千円が主な経費となっております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第19号 平成31年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算総額は、第1条第1項のとおり、1,402千円を計上しております。前年度と比較すると59.3%の増となっております。

2 ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2 款 2 項. 県補助金27千円、4 款 1 項. 繰越金842千円、5 款 1 項. 納付金に533千円を計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費118千円、10款1項. 予備費に1,284千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第20号 平成31年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

広川防災ダム管理特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、21,172千円を計上しております。前年度と比較すると42.9%の増となっております。

第2条 地方債につきましては、予算書4ページのとおり、県営防災ダム整備事業負担金を目的として限度額を7,500千円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款3項. 県委託金3,392千円、4款1項. 一般会計繰入金10,080千円、5款1項. 繰越金200千円、7款1項. 町債7,500千円を計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費に20,972千円を計上し、10款1項. 予備費に200千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第20号の説明を終わらせていただきます。

議案第21号 平成31年度広川町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業におきましては、1月末現在で5,639戸、1日平均で約4,040立方メートルの水を供給しております。一般住宅、共同住宅建設による使用者の増、地下水から上水道への切りかえ、便所の水洗化などによりまして水量が増加している状況であります。本年度も水道施設の適切な維持管理、給水サービスに努め、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

整備面では、県南広域水道企業団が実施する立花系第2送水管の整備に合わせて減圧弁を設置いたします。これは送水管の整備後、水圧が過剰に増加する箇所配水管、給水管の破損を防ぐためです。そのほか、配水管網の老朽化、計器類の更新工事等を実施いたします。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は637,214千円で、前年度に対して28,153千円、率にして6%の減額であります。

第2条では、業務の予定量を定めております。

給水戸数5,700戸、年間給水水量150万600立方メートル、1日平均給水量4,100立方メートルと定めております。

第3条 予算の収益的収支は58,775千円でございます。

第4条 予算の資本的収支では115,031千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留

保資金等をもって補填するものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用をすることができない経費を定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 平成31年度広川町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業におきましては、平成28年度より地方公営企業法適用の準備を進めてまいりました。平成31年度より公営企業会計を適用することによって従来の管工事会計にはなかった減価償却費等が計上され、損益取引と資本取引が区分されます。また、これにより資産の状況、経営状況をよりの確に把握することができます。

本町下水道事業の整備状況を申し上げますと、全体計画550ヘクタールのうち、平成30年度末で280.8ヘクタール、約51%の面整備が完了する予定です。

また、利用件数は本年1月末現在で約1,950件となっており、31年度も引き続き事業認可区域の太原、吉里、吉常の整備を進めてまいります。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は712,456千円です。業務の予定量は、処理戸数2,065戸、年間有収水量70万750立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業は、管路建設費285,500千円、流域下水道の建設負担金4,176千円となっています。

第3条 予算の収益的収支は13,820千円でございます。

第4条 予算の資本的収支では92,375千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

第4条の2では、公営企業会計適用開始年度に限り発生する特例的収入及び支出の金額を計上しております。

第5条では、企業債の限度額等を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用をすることができない経費を定めております。

第8条では、一般会計から補助を受ける金額を145,560千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町下水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

全会計の予算説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は各会計別に行います。

まず、一般会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

説明にもありましたように、ことしは選挙があるということで骨格予算であると言っておりますけれども、政策的な経費として現町長である渡邊町長の頭の中にはどのような政策的なものを考えてあるのか。全く考えていないというのはないと思いますが、いかがでしょうか。

か。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

考えてはいますけれども、きょう、この場でお答えするようなことはありません。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

何か考えてあるということで期待をしたいと思いますが。

それから次、町のほうで何か補助金の交付基準というのを定めてあったと思いますが、この予算全体を見て、何か補助金についての見直しなり、何か対応はされたんでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

補助金については、補助金の評価シートをつくって3年に1度評価をしておりますけれども、見直しについては各課の会計のところ、会計というか、担当のところで説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

了解しました。自分たちの委員会の関係外のところは個別に聞かないとちょっとわからないところもあると思いますが。

それから、3点目の質問でちょっと全体的に消費税のことを伺いたいんですけども、10月から税率が引き上がるということで、個人、各種の団体では非常に懸念してあるし、また、反対を掲げてあるところもあります。全国の議会によっては引き上げに反対の意見書なんかも出るところもあるんじゃないかと思いますがけれども、歳入で今説明がありましたが、地方消費税交付金の10%増加ですかね、これを見込むということなんですが、これは31年度に交付されるものでしょうか、それから、歳出全体で見て、その消費税引き上げに対応した数字に全体的になっているかどうか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

消費税に関連する部分でございますけれども、まず、歳入の地方消費税交付金につきましては、10月から増税になるということで、それ以降に徴収された消費税についての交付分を増額しております。

それと、歳出面におきましても10月からの消費税増税に対応する予算編成としております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっとつけ加えて、地方消費税交付金ですけど、この上昇分が31年度内の予算として、収入として本当に入ってくるものかどうかという質問ですが。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

先ほど申しましたように、10月からの増税分に対して今年度交付がなされます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

2点ほど確認をさせてください。

予算書の説明書では18ページで、上から2番目の升でございますが、ふるさと納税事業費、この部分が前年度に比べて5,000千円ほど増額予算を組まれております。これは私はいいいことだと思うんですよ。ただし、この枠がたくさん、10,000千円でも増額ができれば、なおいいわけですが、これは意欲的な組み方だと思うんですが、そのためにはそれなりにやはり何か一知恵そこに注がれているというふうに理解するわけですが、ただ、委託業者がかわったというだけではないと思うんですが、その辺、御説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

ふるさと納税事業につきましては、今年度、プロポーザルによって業者を新しく選定いたします。その後、来年9月からの実施に向けて、かすりの反物、広川の特産でありますかすりの反物をこのふるさと納税の特産品として掲げていきたいというふうに考えております。

また、そのほかの特産品についても広川の特産品、こちらのほうを探しながら寄附金のほうの増を見込んでいるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

次に、同じ次の段ですけれども、コミュニティ助成事業費の部分ですが、公民館の備品等を整備する一般コミュニティ助成金というのは理解できます。

次に、公民館建設に対するコミュニティセンター助成金15,000千円というのが計上されておりますが、このコミュニティセンターというのはどういう概念ですか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

こちらにつきましても、一般財団法人自治総合センターが行います助成の補助事業になります。各地区である公民館を改修するための補助という部分でありますので、今回、1行政区のほう申請されてありますので、その分を要望しているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今年度2,500千円の一般コミュニティ助成金、これは宝くじの関係、その次の助成金もそれとは関係ない別組織ですね。そのいわゆる予定先というのを教えてもらっていいですか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

事業の母体は同じになります。ただ、事業の内容がちょっと違うという形で、今回、要望をされてある行政区につきましては馬場区になります。4月の当初にこの財団法人を通じて内示等が来る、内示で採択されるかどうかがわかりませんが、4月上旬に来るという形です。以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで一般会計予算の質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑を終わります。

次に、広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

30年度の予算で起債がつけ加えられたんですけど、31年度もまた起債をするということで、将来的にその償還がかかってくるわけですが、その償還に当たっての何か措置はあるのかどうか、伺います。

また、ダムの整備工事の主な内容としてはどんなものか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

ダムの整備でございます。これにつきましては、ダム自体がもう大分、施設自体が老朽化しておりますので、そういうふうな施設の補修事業を県のほうが行うということでございます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

公債費、起債償還に対する措置ということでございますけれども、交付税によって措置される分が2割程度と見ております。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を終わります。

次に、水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで水道事業会計予算の質疑を終わります。

次に、下水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

以上で一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、本案については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時7分 休憩

午前10時8分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付してお

ります名簿のとおり決定しました。

お諮りいたします。議案第20号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第17号から議案第19号の各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なし認めます。よって、議案第20号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第17号から議案第19号の各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は3月18日9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午前10時10分 散会